

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和7年9月現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束の最小化の基準を満たしております。

診療報酬に係る施設基準届出状況

（基本診療料）	
・医療DX推進体制整備加算	・後発医薬品使用体制加算1
・急性期一般入院料2	・病棟薬剤業務実施加算1
・臨床研修病院入院診療加算（協力型）	・データ提出加算2イ、4イ
・救急医療管理加算	・入退院支援加算1、地域連携診療計画加算、総合機能評価加算
・診療録管理体制加算2	・認知症ケア加算2
・医師事務作業補助体制加算1（20対1）	・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）、 夜間100対1急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、 看護補助体制充実加算1	・精神疾患診療体制加算1
・看護職員夜間16対1配置加算1	・協力対象施設入所者入院加算
・重症者等療養環境特別加算	・回復期リハビリテーション病棟入院料1
・医療安全対策加算1、医療安全対策地域連携加算1	・地域包括ケア病棟入院料2、看護職員配置加算、 看護補助体制充実加算1
・感染対策向上加算1、指導強化加算	・緩和ケア病棟入院料2
・患者サポート体制充実加算	・短期滞在手術基本料1
（特掲診療料）	
・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	・外来化学療法加算1
・糖尿病合併症管理料	・無菌製剤処理料
・がん性疼痛緩和指導管理料	・心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
・がん患者指導管理料Ⅰ	・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
・がん患者指導管理料Ⅱ	・運動器リハビリテーション料Ⅰ
・糖尿病透析予防指導管理料	・呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
・二次性骨折予防継続管理料1・2・3	・がん患者リハビリテーション料
・下肢創傷処置管理料	・静脈圧迫処置
・慢性腎臓病透析予防指導管理料	・人工腎臓
・小児科外来診療料	・導入期加算1
・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算1	・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・外来腫瘍化学療法診療料1	・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・開放型病院共同指導料	・ストーマ合併症加算
・がん治療連携指導料	・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
・肝炎インターフェロン治療計画料	・椎間板内酵素注入療法
・薬剤管理指導料	・胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
・地域連携診療計画加算	・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
・医療機器安全管理料1	・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者患者訪問看護・指導料	・胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
・在宅療養後方支援病院	・輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算
・持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定	・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・遺伝学的検査	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・検体検査管理加算（Ⅱ）	・麻酔管理料（Ⅰ）
・ヘッドアップティルト試験	・看護職員処遇改善評価料
・CT撮影及びMRI撮影	・外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
・抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・入院ベースアップ評価料
・一般名処方加算	・酸素単価
（生活療養・食事療養）	
・入院時食事療養（Ⅰ）	

